

土砂災害特別警戒区域などの指定案が閲覧できます

三木・三木南・別所・志染・緑が丘・自由が丘地区における土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッド区域）などの指定に先立ち、指定案を閲覧できます。

- ▼閲覧期間 12月11日(水)～25日(水)
- ▼閲覧場所
 - 加東土木事務所 4階河川砂防課
 - 市役所 2階プロジェクト推進課



●個別説明会
指定案についての個別説明会を開催します。

日時	場所
12月21日(土) 午前10時～正午	志染町公民館(2階)
12月22日(日) 午前10時～正午	緑が丘町公民館(2階)
12月22日(日) 午後2時～4時	中央公民館(2階、3階)

すべて同じ内容です。都合のよい日時・場所にお越しください（受付順に説明します）。

☎ 加東土木事務所 河川砂防課
☎ 079514219399

がん患者サロンを開催

- ▼日時 12月4日(水) 午後2時～4時
- ▼場所 北播磨総合医療センター 2階患者教室
- ▼内容
 - ①交流会
 - ②管理栄養士によるミニ講座「食べられない時の食事の工夫について」

☎ 北播磨総合医療センター
がん相談支援センター
(地域医療連携室)
☎ 081-8800

生活にお困りの方を応援

市では、経済的な面などで困っている方（生活困窮者）が、その状態から脱却するための支援を実施しています。

- ▼生活困窮相談
相談員を配置し、関係各課や関係機関と連携して、就労相談、引きこもりに関する相談に応じます。
- ▼住居確保の支援
離職などにより住居を失った方や失う恐れが高い方へ、就労に向けた活動をすることを条件に、一定期間家賃相当額を支給します（支給には条件があります）。
- ▼衣食など生活支援
住居のない方で所得が一定水準以下の方に、一定期間において宿泊場所や衣食の供与などを行います。
- ▼就労準備を支援
「離職してから時間が経過している」「仕事をやる自信がない」など、すぐに仕事をするのが難しい方に対して、日常生活や社会生活の建て直し支援、企業での就労体験などを提供します。

☎ (市)福祉課 生活支援係

健康ポイント事業の記念品交換 令和元年度分を実施中

三木市国民健康保険に加入している18歳以上の方を対象に、日々の健康づくりの取り組みをポイント制にし、集めたポイントの合計点数で商品と交換します。

▼交換期限 令和2年5月29日(金)



▼交換場所 市役所 3階医療保険課、吉川健康福祉センター
健康福祉課（新たに追加）

☎ (市)医療保険課
国民健康保険係

表彰

三木市技能顕功賞

市では、優れた技能を持ち、地域社会に貢献した方を表彰しています。なお、12月8日(日)に教育センターで表彰式を開催します。

受賞者（敬称略）

- 【大工】 有馬 義一
- 【機械設備工事職】 飯嶋 淳
- 【鋳造職】 金鹿 功
- 【土工・オペレーター職】 嶋田 文伸
- 【焼入鋼帯製造職】 砂川 昇
- 【理容師】 長井 達也
- 【美容師】 西馬登志子
- 【鋸製造職】 廣田 一成
- 【左官】 藤枝 鉄夫
- 【植木造園職】 前田 育男

兵庫県技能顕功賞

県では、技能水準の向上に貢献し、その功績が顕著な方を表彰しています。三木市から5名が選ばれ、11月27日(水)に兵庫県公館で表彰式が行われました。

受賞者（敬称略）

- 【左官】 足立 純
- 【数値制御金属工作機械工】 久保 順治
- 【手かじ（鍛造）工】 佐武 幸吉
- 【刃物製造工（鑿・のみ製造）】 柴野 高夫
- 【鉋台製造工（木工）】 田中 和男

☎ (市)商工振興課

旧上の丸庁舎解体工事に伴うご協力を

三木城跡二の丸跡にあります「旧上の丸庁舎」において、老朽化による屋根瓦や天井の落下、外壁の剥離など危険な状態になっていきますので、解体撤去工事を実施します。

工事期間中は騒音や振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

▼実施期間 令和2年1月～3月

☎ (市)文化・スポーツ課

事業者の皆様へ

障害者雇用促進助成金制度を活用ください

市では、市内在住の障がいのある方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）を雇用している企業に助成金を支給します。

▼主要要件（次のすべての要件を満たすこと）

- ①市内に位置し、⑦または⑧に該当する事業所
- ②従業員数45・5人以上の事業所
- 法定雇用障害者数を超過して雇用している市内在住の障がい者が1人以上いる
- ④従業員数45・5人未満の事業所
- 市内在住の障がい者が1人以上いる

②障がい者雇用に関する雇用調整金や報奨金など公的補助金の交付を受けていない

③市税を滞納していない

▼助成額
市内在住の障がいのある方1人につき、年額10万円（1事業所あたり上限50万円）
・労働時間が週20時間未満の場合対象外。
・20時間～30時間の場合は半額。

▼申請期間 12月2日(月)～令和2年2月28日(金)

▼申請方法
市役所3階障害福祉課、市ホームページにある申請用紙に必要事項を明記し、窓口提出してください。

☎ (市)障害福祉課
障害者福祉係

